

カードローン「助っと信ちゃん」

平成26年12月16日現在

商 品 名 (愛 称)	カードローン「助っと信ちゃん」
ご利用いただける方	・満20歳以上65歳未満のお客さま。 ・当金庫に普通預金をお持ちのお客さま。 ・安定した収入が継続的に得られる職業・職種で常に連絡がとれるお客さま。 ・(株)オリエントコーポレーションの保証を受けられるお客さま。 ・当金庫の会員または会員となる資格を有するお客さま。 ※本件お借入金額と当金庫での既お借入金額とを合算した金額が、一定金額以上となる場合には、当金庫の会員となっていただきます。
使いみち	・自由（事業性資金は除きます）
融資限度額	・当座貸越契約、極度額50万円の1種類
利用期間	・契約期間は3年間。ただし、契約期限前に再審査させていただき、自動更新となりますが、更新時年齢は満65歳以下となります。
融 資 利 率	・当金庫所定の固定金利利率を適用させていただきます（付利単位1円）。
利息の 計算方法	・毎日の最終残高につきまして、付利単位を1円とし1年を365日とする日割り計算とします。
返済方法	・毎月10日に15,000円の定額返済 ・当金庫のATMで随時ご返済いただくことも可能です。
保証人・担保	・(株)オリエントコーポレーションが保証しますので必要ありません。
手数料・保証料	・保証料は融資利率に含まれます。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または本部事務管理部(9時～17時、電話：0120-778-211)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務管理部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務管理部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。

その他	・カードローン「助っと信ちゃん」は、当金庫及び他の信用金庫、銀行、ゆうちょ銀行、信用組合、農協、労金等の提携金融機関ＡＴＭ（現金自動預入支払機）でご利用になれます。 ・審査の結果、ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。 ・現在の融資利率等ご不明な点につきましては取扱店窓口へお問い合わせください。
-----	--

北 群 馬 信 用 金 庫